

第5次吹田市地域福祉計画の策定方針

1 法的根拠

○ 社会福祉法（抄）

（平成30年4月施行）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン

社援発0331第16号 厚生労働省社会・援護局長通知

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

3 策定背景

- 少子高齢化・人口減少の進展や経済情勢の変化
- 価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化
- 大規模な自然災害の頻発

このように、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しながら、人と人とのつながりが希薄化し、地域における助け合いや支え合いの力が弱まってきている中で、以下のような課題がある。

- 経済的な困窮をはじめとして、ひきこもりや社会からの孤立等
- ダブルケアや8050問題等の複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯の顕在化
- 虐待やいじめ等の社会問題の顕在化

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、お互いに支える側、支えられる側という関係をもって、主体的に活動できるような体制を整備することが重要となっている。なお、国においては、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生社会」の重要性が示されている。

4 計画期間

令和9年（2027年）4月1日～令和15年（2033年）3月31日（6年間）

※高齢福祉室及び障がい福祉室の計画の策定年度に合わせるため。

5 関係する本市計画の策定動向

計画	年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
地域福祉計画		第4次					第5次					
障がい者計画		第4期					第5期					
障がい者支援プラン (障がい福祉計画)		第6期	第7期				第8期		第9期			
障がい者支援プラン (障がい児福祉計画)		第2期	第3期				第4期		第5期			
健やか年輪プラン (高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業者計画)		第8期	第9期				第10期		第11期			
こども計画					第1期				第2期			
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		第4次			第5次				第6次			

6 計画の策定体制

- 吹田市社会福祉審議会（全体会）
- 吹田市社会福祉審議会 地域福祉計画策定部会
- 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会

7 第4次計画進捗管理の振り返り

- 関係する事務事業が少ない室課への地域福祉の意識づけが課題である。
- 高齢や障がい・児童等の関連計画と整合のとれた評価指標の設定。
- 福祉以外の分野との連携・協働や若い世代の意見の取り入れ方を検討する必要がある。
- 重点課題を設定することで施策にメリハリが生まれた。

8 第5次計画策定の方向性

- 現計画の基本理念を踏まえるとともに、地域共生社会の実現に向けた目標を示す。
- 福祉分野の上位計画として、吹田健やか年輪プラン、障がい者計画、吹田市障がい者支援プラン、こども計画、その他関連する計画との調和を図る（内包する）。
- 現計画の検証と課題整理を行い、施策体系を整理するとともに重点的な取組を示す。
- 関連する計画の指標活用等により、施策ごとに数値指標を設定する等、計画の達成度が容易に判断できる目標を設定する。
- 市民にとって分かりやすく、読みやすい構成とする。

9 計画に盛り込む主な事項

- 成年後見制度利用促進に関すること
- 再犯防止に関すること
- 災害時要援護者に関すること
- 生活困窮者・引きこもり・自殺対策に関すること
- 担い手づくりに関すること
- 地域における住民主体の支援体制の構築に関すること
- 市民が主体となって活動できる福祉意識の醸成
- 重層的支援体制整備事業に関すること

10 施策立案のための課題把握方法

- 市民ニーズ調査の実施
- 関係機関・団体・事業者等への意見聴取
- 地域福祉市民フォーラムにおける意見聴取
- 吹田市社会福祉協議会が策定した第5次地域福祉活動計画との連携
- パブリックコメントの実施

1 1 策定スケジュール

令和7年度（2025年度）

- 吹田市社会福祉審議会への第5次計画の諮問
- 吹田市社会福祉審議会（全体会）の開催
- 同地域福祉計画策定部会の設置及び開催
- 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会の開催
- 各種市民参画の取組み
- 市民ニーズ調査項目の検討と実施
- 第5次計画骨子案の検討

令和8年度（2026年度）

- 吹田市社会福祉審議会（全体会）の開催
- 同地域福祉計画策定部会の開催
- 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会の開催
- 第5次計画素案の検討
- 吹田市社会福祉審議会による第5次計画の答申
- パブリックコメントの実施（1月中旬～2月中旬を目途）